

寒川町財務規則及び寒川町物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町財務規則及び寒川町物品会計規則の一部を改正する規則

(寒川町財務規則の一部改正)

第1条 寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「産業振興課」を「農政課」に改める。

(寒川町物品会計規則の一部改正)

第2条 寒川町物品会計規則(平成2年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

環境経済部	産業振興課	課長	指定された職員
	環境課	課長	指定された職員
	美化センター	環境課長	場長
	広域リサイクルセンター	環境課長	場長

」を「

環境経済部	産業振興課	課長	指定された職員
	農政課	課長	指定された職員
	環境課	課長	指定された職員
	美化センター	環境課長	場長
	広域リサイクルセンター	環境課長	場長

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。